

滋 下 水 審 第 4 号

令和7年(2025年) 3月 24 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県下水道審議会 会長



琵琶湖流域下水道事業における地方公営企業法の適用について(答申)

令和5年(2023年)11月13日付け滋下水第678号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

地方公営企業法の適用範囲および組織のあり方について、現在の体制も含めた3つの組織体制について比較検討を行った。その結果、現在の体制から一部適用以外の2つの体制に見直すほどの大きなメリットが見いだせなかった。また、現在の体制についても見直しが急務となるような大きなデメリットはなかった。したがって現時点においては現在の体制を維持し、琵琶湖流域下水道事業を進めることが望ましいと考える。

一方で、国の水道整備・管理行政の国土交通省への移管による上下水道一体化の動きや県内水道事業に係る広域化推進の取組などの社会情勢の動向を見極めつつ、琵琶湖を含む県土一体の流域環境に対する県の責任を踏まえ、人口減少や施設更新、災害対応等の課題に対処できるよう引き続き改善していくことが重要である。

なお、法の適用範囲や組織体制に関わらず、より効率的かつ持続可能な事業実施に取り組むことは可能であることから、現状においても様々な変化に対応ができるよう、関係機関と連携しながら効率的かつ持続可能な事業運営に向けた取り組みを進められたい。